

委員会提出議案第4号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成30年10月2日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 倉田明子

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は13.9%となり、子どものおよそ7人に1人が貧困状態にあると言える。特に、一人親家庭の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯の貧困率（10.7%）に比べ経済状況は非常に厳しくなっている。子どもの進学率についても、一人親家庭（高校等93.9%、大学等23.9%）は全世帯（高校等96.5%、大学等53.7%）を下回っており、子どもの貧困対策の大きな柱として教育支援は不可欠である。

また、子どもの貧困対策においては、様々な生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談の充実や、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが必要であり、心理相談や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充が重要である。

我が国においては、大学等の高等教育段階の総教育支出のうち、65%が私費負担で賄われており、これは経済協力開発機構（OECD）加盟国平均の30%を大きく上回っている。平成29年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設されたが、平成30年度の「学生生活調査結果」においては、貸与型奨学金の返還にかかる負担を理由に、受給申請を諦めている学生が増えている実態が指摘されている。

こうした課題を踏まえ、家庭での経済格差を教育の格差につなげることなく、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、国において子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月2日

桑名市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様